

上山市商工業振興資金

産業立地促進資金のご案内

運転資金・設備資金

融資限度額10億円

上山市からの保証料補給あり

市内工業団地等への立地にかかる資金をサポートします。



01 概要

上山市では、金融機関や保証協会のご協力で事業者様のための融資制度を準備しています。融資制度を利用すると、上山市からの保証料補給が受けられます。また、金利についても固定・低レートとなるメリットがあります。

融資対象者	市内の工業団地に立地しようとする方で、本市産業の高度化に資することが期待できる方
資金使途	・ 運転資金 ・ 設備資金
融資限度額	10億円
融資利率	1.35%（変動）※令和8年8月3日（月）より1.60%に変更
融資期間	・ 運転資金15年（3年据置） ・ 設備資金20年（3年据置）
担保、保証人	金融機関の定めるところによる
その他	保証協会利用、保証料の一部を市で負担します

02 ご利用方法

Step
1

金融機関・保証協会へ相談

- ・ 先ずは取引金融機関へご相談ください。
- ・ 審査の結果、ご融資できないなど、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

Step
2

関係機関の諸手続き（金融機関・保証協会・山形県・上山市）

- ・ 上山市への申請は、金融機関の代理申請が可能です。
- ・ 金融機関、保証協会の諸手続きもありますので、各機関へご確認ください。

Step
3

ご融資実行



上山市 産業観光課

☎ 023-672-1111

(内線182)

金融担当



syokousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp

03 必要書類

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------|
| ☐ 1 | 上山市産業立地促進資金認定申請書（様式第1号） | |
| ☐ 2 | 事業計画書（様式第2号） | |
| ☐ 3 | 資金償還計画書（様式第3号） | |
| ☐ 4 | 資金利用状況調書（様式第4号） | |
| ☐ 5 | 委任状（ただし、本人申請の場合は不要） | |
| ☐ 6 | お客様の情報の提供等に関する同意書 | |
| ☐ 7 | 決算書2期分
（決算期を6月以上経過した場合は試算表も提出） | |
| ☐ 8 | 商業登記簿謄本 | |
| ☐ 9 | 見積書及び図面（設備資金の場合） | |
| ☐ 10 | 申込人及び保証人の市税の未納がない証明書 | 取得先：税務課 |
| ☐ 11 | 申込者及び保証人の上下水道料完納証明書 | 取得先：上下水道課 |

※上記は、上山市への申請書類一式です。金融機関や保証協会の諸手続きが別途ありますので各機関へご確認ください。なお、上山市への申請は金融機関が代理でおこなうことができます。

04 申請にあたっての留意事項

- ・ 認定前に事業に着手している場合、原則認定不可となります。
- ・ 条件の見直しにより金利等が変更となる場合があります。

05 問い合わせ先

詳細は、上山市産業観光課、取引金融機関または保証協会にお問い合わせください。

